

○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）第五十五条による改正後の民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）

（料金）

第十六条 一般信書便事業者は、総務省令で定めるところにより、一般信書便役務に関する料金（一般信書便役務に係る信書便物の送達の料金以外の料金のうち総務省令で定める料金を除く。第二十七条第二号において同じ。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

（信書便約款）

第十七条 一般信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める事項に係るものを除く。）について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

（料金等の揭示等）

第十八条 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金（同項の総務省令で定める料金を含む。次条第二項において同じ。）、前条第一項の認可を受けた信書便約款（同項の総務省令で定める事項に係る提供条件を含む。次条において同じ。）その他総務省令で定める事項について、その事業所において公衆に見やすいように揭示するとともに、総務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 （略）

二 第十八条の規定による揭示をせず、若しくは虚偽の揭示をし、又は同条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の改正案

（公衆の閲覧の方法）

第二十六条の二 法第十八条の総務省令で定める公衆の閲覧は、一般信書便事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

※ 下線部分は改正部分